

「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」の変更

1 陽性となった者の療養期間等について

(1) 有症状者について

(現 行) 発症日から 10 日間経過し、かつ、症状軽快後 72 時間経過した場合には、
11 日目から解除可能とする。

(変更後) 発症日から 7 日間経過し、かつ、症状軽快後 24 時間経過した場合には、
8 日目から解除可能とする。

- ・現に入院している者について、療養期間等は従前のおりとする。

(2) 無症状者について

- ・変更なし。ただし、検体採取日から 5 日目の抗原検査キットによる検査で、陰性を確認した場合には、5 日間経過後（6 日目）に解除可能とする。
- ・医療機関に受診した場合には、医師の指示により適切に対応する。